

保育部会

## 保育部会（概要版）

### 【提言項目】

1. 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること

### 【保育部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する約 1,100 の都内公私立の認可保育所をもって組織されている。本部会は、研修会や研究会の開催、調査研究や日頃の保育の研究発表、都内認可保育園の取り組みの社会への普及等の活動を通して、職員の資質のさらなる向上を図り、子どもの健やかな成長と発達を保障するための事業を行っている。

## 保育部会（詳細版）

### 【提言項目】

#### 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること

### 【現状と課題】

保育部会調査研究委員会では、平成 18 年に実施したプレ調査に引き続き、平成 19 年 8 月に東京都内公私立の全会員保育所等を対象に「メンタルヘルス（心の健康状態）が気がかりな保護者に関する調査」（1,675 保育所中、1,071 保育所が回答）を実施した。その中で、家庭の子育てや、保育所におけるやりとり等において、医師の診断の有無に関わらず、メンタルヘルスが気がかりな保護者がいると回答した保育所は、回答保育所の 9 割近くに及んでいた。

調査研究委員会ではその後、調査と分析の結果を報告書にまとめるため分析を続け、最終的には座談会形式で現場から見た問題点や必要なサポート等について提言を行うことにした。

今回の提言 2009 では、座談会から明らかになった事項を中心に提言する。

#### （1）保護者支援における情報の不十分さ

厚生労働省より告示され 21 年 4 月より施行された新保育所保育指針においても保育所における保護者支援は大きな役割の一つとして明記されている。しかし、保育所における保護者への支援は、特にメンタルヘルスが気がかりな保護者の場合、行政から事前に保育所に保護者の疾病に関する情報提供があるかないかによっても対応が大きく異なる。特に情報がないと、保育士が発した何気ない一言のためにトラブルになる場合や、虐待などの深刻なケースの場合、子どもの生命に重要な影響を及ぼすこともある。区市町村における考え方により、行政からの必要な情報提供にも地区によって濃淡があり、保育現場からみると、行政と関係機関の情報共有の体制が不十分な地区も少なからずあるように感じられる。

#### （2）日常保育への影響

メンタルヘルスが気がかりな保護者に対しては、その保護者の訴えを 1 時間以上も継続して傾聴

しなければならないことも珍しくない。また、その支援には行政、保健所、子ども家庭支援センターなど地域の多くの関係機関との連携も欠かすことができず、園長や主任保育士などが関係機関との会議等に時間を割かねばならない場合も少なくない。保護者支援、地域子育て支援など保育所における役割はますます増大する中、メンタルヘルスが気がかりな保護者への支援を進めていくと、一方で日常保育への十分な体制を確保することが難しい場合も出てきており、日常保育にも影響が出かねない状況である。

### (3) 保育者の疲弊について

メンタルヘルスが気がかりな保護者への対応は、多くの園では、一人ではなく、園全体、職場での連携や事例検討会などを通して行っていることで、保育士がバーンアウトしてしまうケースを防いでいる。

しかし、一方で保護者対応により疲弊する保育者も少なからずおり、保護者対応に負担を感じて疲弊をし、心身ともに疲れ果てたと感じる人も多く、日々試行錯誤をしながら保育をしている。今後、社会全体として精神疾患を抱える人が増加傾向にある中、保育所としても他機関との十分な連携、支援や助言がなければ、保育所・保育士だけが対応することは限界に来ていることが伺える。

以上を踏まえ、以下のことを提言したい。

#### 【提言内容】

- (1) メンタルヘルスが気がかりな保護者を地域の関係する機関が全体で支える仕組みを構築し、スムーズな情報共有や連携が図れるよう、東京都として各区市町村に対し必要な助言、支援を行うこと
- (2) 多くの保育所でメンタルヘルスが気がかりな保護者が受入れている現在、関係機関との連携など保護者支援に関わる業務や保育者の資質向上を図る研修機会等の確保を見越した人員体制を構築すること
- (3) 地域によっては取り組まれている臨床心理士等の専門家を各保育所にカウンセラーとして派遣する仕組みを全都的に構築すること

#### 〈保育所を中心とした地域における保護者支援のネットワーク図（例）〉

